

## 北獣会費割引に係る同居会員の新規受け付けについて

令和 4 年度の新規同居会員の受け付けを行いますので、対象となる会員は所属支部までお申し出ください。

同居会員とは、同じ支部に所属する親子・夫婦・兄弟・姉妹が対象となる会費割引制度です。北獣雑誌を人数分送付しない代わりに、対象者の会費より 2,000 円が割引になります。

同居会員となるには、4 月 1 日付けで対象者全員が同じ支部に所属している必要があります。

例えば夫婦共に北獣会員であり、4 月付けで両名ともに同じ支部へ転出する場合は、異動先支部で割引対象になりますが、逆に、今まで同居会員扱いであっても、どちらか一方が 4 月付けで支部を転出してしまった場合は対象から外れます。

また、該当者の一方が名誉会員になった場合についても、他の該当者は同居会員の対象から外れます。

なお、既に対象となっている会員については、報告する必要はございません。

その他、報告期日が過ぎてしまった場合は、割引の対象になりませんのでご留意下さい。

支部への報告期日：令和 4 年 5 月 31 日（火）